



愛知労働局発表
令和元年7月29日

担
当

愛知労働局労働基準部賃金課
賃金課長 近藤慎次郎
賃金課長補佐 堀井泰成
電話 052-972-0257

報道関係者 各位

最低賃金の履行確保に係る監督指導結果

愛知労働局（局長 木原亜紀生）では、地域別最低賃金（平成30年10月1日に時間額871円から898円へ改定）の履行確保を図るため、平成31年1月から3月にかけて県内の14の労働基準監督署（支署）において、賃金水準が低いと思われる業種等の事業場を中心に集中的な監督指導を実施しました。

今般、その結果を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

愛知労働局においては、引き続き最低賃金額について周知徹底を図るとともに、法違反については厳正に指導を行ってまいります。

記

【監督指導結果のポイント】

（1）監督指導の実施事業場数（別紙図表1）

552事業場

うち、最低賃金法違反のあったもの78事業場（全体の14.1%）

（2）最低賃金未満の労働者の状況及び違反の傾向

監督実施事業場の全労働者数（8,936人）のうち、最低賃金未満であった者は365人（4.1%）で、最低賃金法違反の87.4%（319人）は女性である。（別紙図表1）

主な業種の違反率（別紙図表3）

- 宿泊業、飲食サービス業 : 19.4%
- 製造業 : 15.7%
- 生活関連サービス業、娯楽業 : 12.2%
- 卸売業、小売業 : 7.7%

（3）監督実施事業場の最低賃金に対する認識（別紙図表4）

監督を実施した552事業場のうち、「適用される最低賃金額を知っている」のは、47

2事業場(85.5%)「最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」のは、74事業場(13.4%)であり、「最低賃金が適用されることを知らなかった」のは、6事業場(1.1%)であった。

(4) 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由(別紙図表5)

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった理由のうち最も多かったのは、「適用される最低賃金額を知らなかった」(22事業場、28.2%) 続いて「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」(19事業場、24.4%)であった。

最低賃金の話題が報道される機会も多く、また、愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)では関係機関と連携し幅広く最低賃金額の広報を行っていることから、「適用される最低賃金額を知らなかった」の割合は昨年度の49.6%(56事業場)から大きく減少している。

【今後の対応】

(1) 最低賃金制度及び最低賃金額についての幅広い周知

地方自治体の広報誌への掲載要請

経営者団体、事業者組合等への傘下事業主への周知要請(約240団体)

アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請

金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼

外国人労働者向け周知のため、自治体外国人相談コーナー、在名古屋総領事館、日本語学校、輸入食材店等へのポスター掲示依頼

(2) 最低賃金の履行確保を図るため、事業場に対する監督指導の実施

(3) 事業場内最低賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金」の一層の活用を図る(別添リーフレット「平成31年度業務改善助成金のご案内」参照)

愛知県の最低賃金額は、別添のリーフレット(愛知県の最低賃金)を参照願います。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、現在、愛知県では、地域別最低賃金として「愛知県最低賃金」が、特定(産業別)最低賃金として鉄鋼業など5業種が適用されています。

最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（平成31年1月～3月）

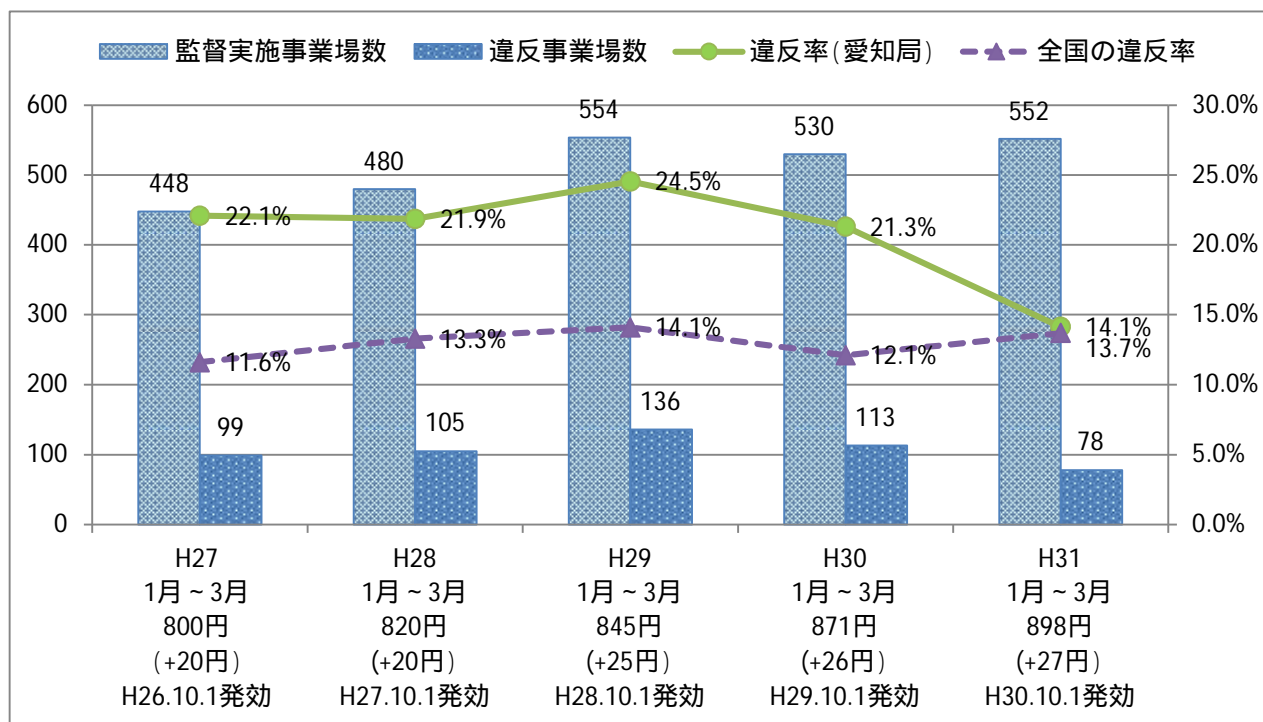
図表1 監督実施事業場数、同労働者数

	監督実施事業場数	違反(最低賃金 898円未満)事業場数	監督実施事業場労働者数(人)	最低賃金未済労働者数(人)
合計 (地域別最低賃金適用事業場等)	552	78 [14.1%] 1	8,936	365 [4.1%] 2
うち特定最低賃金適用事業場	6	0 [0.0%] 1	843	0 [0.0%] 2

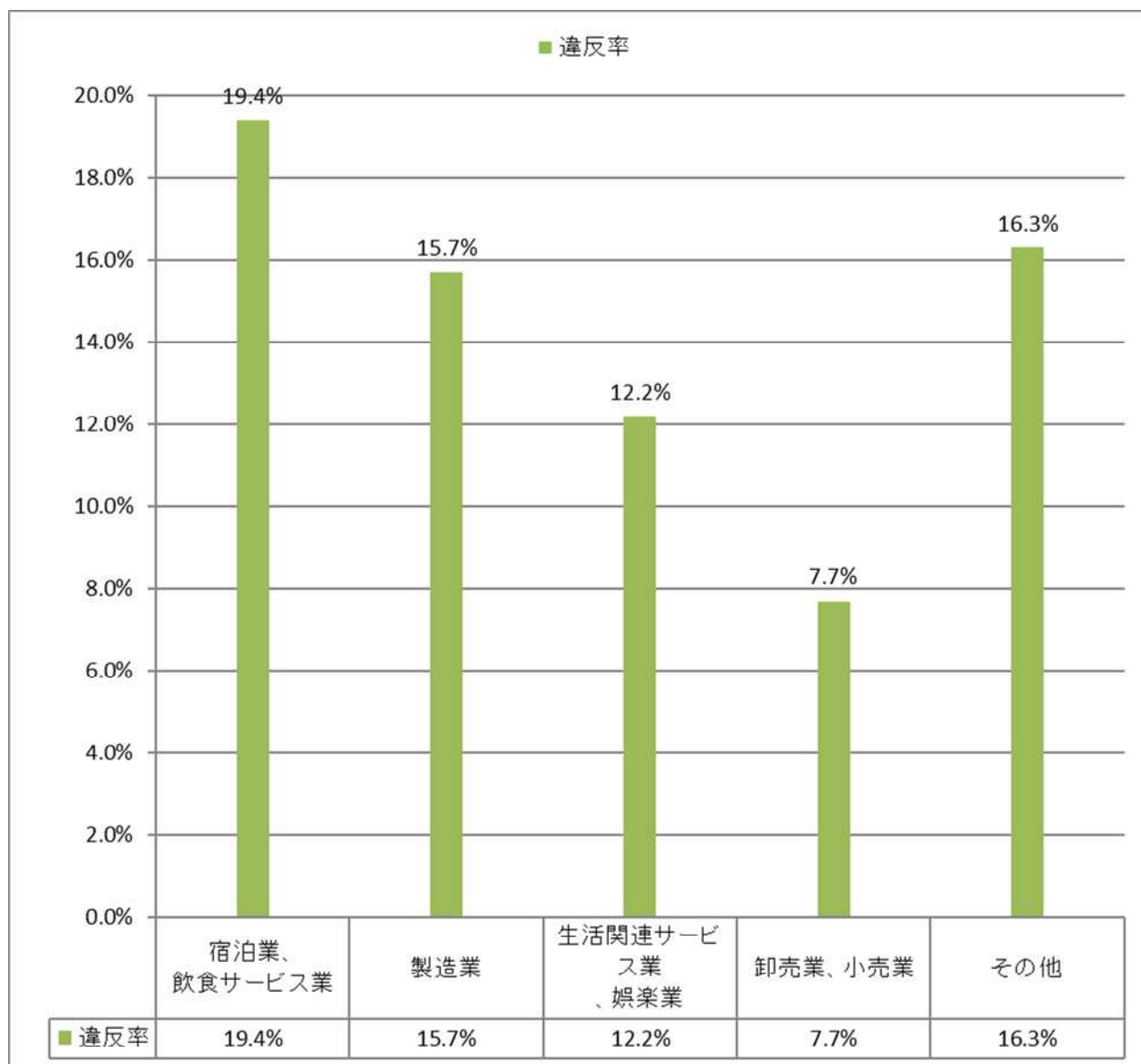
注1 1の[]内の数字は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

注2 2の[]内の数字は、監督実施事業場労働者数に対する割合(%)である。

図表2 監督指導実施状況の推移



図表3 監督実施事業数の業種別内訳



図表4 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合(30年度)	(参考) 割合(29年度)
適用される最低賃金額を知っている	472	85.5%	80.8%
適用される最低賃金額を知らない	80	14.5%	19.2%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	74	13.4%	17.9%
最低賃金が適用されることを知らなかった(最低賃金の存在を知らなかった)	6	1.1%	1.3%

注 割合は、監督実施事業場数(552)に対する割合(%)である。

図表5 違反事業場の最低賃金以上を支払っていなかった理由(複数回答)

理由	事業場数	割合(30年度)	(参考) 割合(29年度)
適用される最低賃金額を知らなかった	22	28.2%	49.6%
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった	19	24.4%	15.0%
賃金を時間額に換算して比較していなかった	8	10.3%	8.0%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった	5	6.4%	8.8%
労働能力が低い場合には適用されないと思っていた	5	6.4%	3.5%
高齢者には適用されないと思っていた	2	2.6%	5.3%
労働者から最低賃金額未満でも働かせて欲しいと申出があり、合意があれば最低賃金額未満でもよいと思っていた	2	2.6%	6.2%
最低賃金の減額特例許可の更新申請を怠っていた	1	1.3%	1.8%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた	1	1.3%	
その他(最低賃金の改定時期を知らなかった等)	21	26.9%	21.2%

注1 割合は、違反事業数(78)に対する割合(%)である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数(78)を超え、割合も100%を超える。

最低賃金違反事例

【事例1】

農産物を栽培する事業場で、1人の労働者が時間給740円で支払われていたもの。そのほか3名の労働者も愛知県最低賃金額898円未満で支払われていたため、合わせて是正勧告した。

違反となっていた背景としては、事業主が農業については最低賃金の適用がないと考えていたため、最低賃金額を下回る支払いをしていたもの。

指導の結果、事業主は農業にも最低賃金の適用されることを理解し、最低賃金未満で支払われていた労働者全員に対し、遡って不足額の支払いが行われ、また、賃金額が愛知最低賃金額以上に変更された。

【事例2】

食品の箱詰めを行う事業場で、最低賃金額の改定が行われていることを知っていたにもかかわらず、労働者約30名に対し、最低賃金改定後も最低賃金未満となる賃金額で支払いを続けていたため、是正勧告したもの。

違反となっていた背景としては、売り上げ減少など経営上の理由であった。

指導の結果、最低賃金未満で支払われていた労働者全員に対し、遡って不足額の支払いが行われ、また、賃金額が愛知最低賃金額以上に変更された。

最低賃金に係る関係法条文

参考資料

最低賃金法（昭和34年法律第137号）

（最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

（最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

（最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

（地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

（地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

（特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

（罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

愛知県の最低賃金

事業場内掲示用

※使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

【地域別最低賃金】…効力発生日:平成30年10月1日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	898	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 ※愛知県最低賃金が改正され、特定最低賃金を上回る場合は愛知県最低賃金が適用されます。

【特定最低賃金】…効力発生日:平成30年12月16日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	957	<p>左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。</p> <p>ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。</p> <p>適用除外労働者</p> <ol style="list-style-type: none"> 18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者 次の特定最低賃金における特有の経易業務従事者 <ol style="list-style-type: none"> ①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 経易な運搬の業務に主として従事する者 ②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 ③輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検査、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析検査・計測機、測定機製造業、理化半導体製造業製造業、医療用機械器具・医療用器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び光学器具製造業を除く。)	928	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く。))を除く。)	901	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自動車・同部分品製造業及び船舶製造・修繕業、船舶修繕製造業を除く。)	936	
自動車(新車)小売業	921	

必ずチェック
最低賃金
使用者も、労働者も。



WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索

(留意事項)

- 1 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 2 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 3 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金(給付手当等) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外労働・休日労働に対する賃金 ④深夜労働に対する割増賃金 ⑤雑費手当、通勤手当及び家族手当
- 4 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。



愛知労働局は、働き方改革を通じた
人材確保対策 『AICHI WISH』
を実施しています。

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

概要

愛知県の場合

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5（※）
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

（※）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意いただきたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、**助成対象**となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、**助成対象**となります。

お問い合わせ先

- ◆ 「愛知働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。（無料）
- ◆ 名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階
- ◆ 電話：0120-552-754



申請先

- ◆ 申請先：愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）
- ◆ 電話：052-857-0313



最低賃金名 時間額(円)
愛知県最低賃金 **898**
平成30年10月1日から

愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
※ ただし、特定最低賃金が適用される労働者を除きます。
詳しくは、愛知労働局HPなどで確認できます。

愛知労働局は、働き方改革を通じた
人材確保対策 『AICHI WISH』
を実施しています。

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所